該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	101795	要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
	教員養成機関の指定は大学の課程に おける教員の単成数が不十分は場合 に限り、行うものとされています。	c	数属には、数料や児童生徒等に関す る高、1専門的知識や広く豊かな教養 などが求められることから、その機成 は大学において行うことを原則として、教員製成機 間としての発定による製成は、佐島、 大学における教員の製成が不十分で。 あった時代に設けていたもので、 野成16年4月現在、幼稚園製造を管 済する大学は、4年助大学が118、別 販売学(製取付金化)が217、大学 院が75存在し、毎年、これらを卒業し た約3万5千人脳が幼舟園製造の管 適些計失を開びくなっていることが 、現れり5年以前が幼稚園製造のと が別なる。現在、本地度の停除の 受性が行となっていることすると しての指定は行わないこととすると しての指定は行わないこととすると しての指定は行わないこととすると しての指定は行わないこととすると しての指定は行わないこととすると しての指定は行わないこととすると したになお、他の製造では、教員製成機関に 、対理の機関については、大 実 短大の転換等を促進していると ころです。 したかって、このような現状におい て、さらに幼稚園教員最級機関に したがって、このような現状におい て、さらに幼稚園教員最級機関に することは回難であると考えています。		z0800001	文部科学省	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	5007	5007000	01 11	学校法人新馬福祉医療学園	,	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	数貨職員免許法施行規則第28条を削除 して、保育士製成指定施設等條学校専門 調理で年以上)において、均積開勤施二 報受計量成構設 ようお願い致します。	構想による幼稚園教論及び保育士人材 製成のエーズに応えるために、保育士製 成専修学校専門課程において幼稚園教 論二種免許取得課程教育を行い、幼稚園 教論免許取得者を増加させてこれからの	幼稚園製館二種免許を取得する為には、現行制度上、大学等において必要単位、 核得する以外の取得方法を採ることしか ない、その他、教員養成確関の指定を受 けた専俸学校専門課程で取得可能である。が、教育職員免許法施行規則第20条 の制約により昭和50年以持教局養成機 関として指定を受けた専俸学校は存在し、大学等においては、幼稚園制御館のはは、 財産制御を持ち、日本の上の大学が表現を が、毎年学校市が課程では、原生労働係 所管の保育士養成か認められていない。幼稚園の基と保育所の連携なり形態300 に、幼稚園の基と保育所の連携なり形態300 に、幼稚園の基と保育所の連携なり形態300 に、がは、一般である。また、米年底幼稚屋 間においては、そのニーズに応えてい ないのが強化である。また、米年底幼稚屋 になっているが、現任保育士のみ対象 で、ていない、カリキュラム上幼稚園動館 が保育土養成施設在学生は対象となっていない。カリキュラム上幼稚園動館 が保育工業を経過することも認識をに関していない。カリキュラム上幼稚園動館 が保育工場を施設在学生は対象となっていない。カリキュラム上幼稚園動館 が保育工業を経過すた。また、保育 杯を職等の数であることも認識なで関している。まず、保存 下も発表りつのある。よって、幼稚園動館 養成成課程を保育士養成指定等体学校専 門課程においても設置りのある。よって、幼稚園動館 養成成課程を保育士養成指定等体学校専 門課程においても設置りのある。よって、幼稚園動館 養成成課程を保育士養成指定等体学校専 門課程においても設置りのある。よって、幼稚園動館 養成成課程を保育士養成指定等体学校専 門課程においても設置りのある。よって、幼稚園動館 養成成課程を保育士養成指定等体学が専 門課程においても設置の可能をお願い致します。	別映第1・教育職職與免許 江海院洋規則第 2 車 第42 3条 (2)教育職員免許 2 車 第42 3条 (2)教育職員免許法施行規則第 2 2 章 2 3条 (2)教育職員免許法施行期 2 2 3条 (3)李成16年 6 年度私立期期 (4)等標学及中間するこれ。 (4)等標学及に関するこれ。 (4)等標学及に関するこれ。 (2) 等 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
補助金等に係る予 類の執行の適正化 に関する法律第2第 係属法施・平成9 年11月2日又学施 第37号 (公立補助 等に係る財産処分 で係る財産の少の ブログラム支援措置 10801	国庫補助を受けて整備した学校施設 を補助目的に反して財産処分する際 には、原則として制力金相当勝の国 連続がが必要となるが、施協の有効 活用が図られるよう、国場時付金を不 要とする収扱いも可能である。	đ	国際補助を受けて整備した学校施設 の校舎等の原体施設を転用する場合 には、補助塗施正化法策必等の規定 による大臣の承認を得る日産処分手 続きが必要ですが、この際、一般的 法を当めたりで、一般の 公共用施設として、無備で転用する場合 には、国脚無付金を不要とする収扱 いをしているところです。加えて、地域 再生プログラムの支援措置において、 NP 0 法人などの民間事業を使用さ せる場合であっても、地域再生計画の 認定を受けることによって、国庫納付 金を要しないことは可能です。		z0800002	文部科学省	補助金で整備された公立学校の廃校 舎等の転用の弾力化	5021	5021000	01 11	油木町長	1	補助金で整備された公立学校の廃校 舎等の転用の弾力化	小学校統合(平成17年4月1日)に伴う機 核舎の制活用を図るため、他の使用目的 との表が生じ、「補助金等に係る予め の執行の適正化に関する法律、等18の 規定に係る補助金返還の免験	介護支援施設として利用 ・グループホーム1ユニット(9人) 廃校を予定している町立安田小学校の杉 舎を町内のNPO「商齢社会を活きる会」 に無償貸付する		公立文教施設費国庫 補助金の額の確定通知 書(写) 2、特定非當利活動法人 「高額社会毛港を会」総 会資料 3、高額者福祉に関する 要望書

該当法令等	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事功			要望事項番	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
文化財保護法第69 東京の規定により指 定された実施等の 保存管理の万全を 期すため、史施等 策定する事業に要する経費について 補助を行う。	地域を定めて指定した史跡等の保存 管理計画策定の事業に対し相助を 行うある。ただし、抵定地域のほと んどが国又は歩から光刊体の所等プレてい るるもの。取地型地等が損塞。旧名、単 本もの及り独立地域が損塞。旧名、単 本もの取り独立地域が損塞。旧名、単 本地域が対象としていない。	c,f		急激に進展する開発事業等に対応して、史跡名勝天然記念物の保存管理 の適正化を図るとともに、現状変更の 許可様限等の都道肝県教育委員会へ の事業を復定する事業に要する経費 の一部を補助しています。ただし、ご 対指例などもしてはませんが、ごれは、民 指導は公有利也に比べ保存障害が適正 に行われにくい状況になりやすいた う必要性が高いこから設けているものですので、ご提案に対応することは できません。また、ご提案は、税財源措置の優遇を 求めるものであり、今回募集する要望 の趣旨に合致しないものと考えます。		20800003	文郎科学省	史跡等保存領理計画策定費団廣補助における補助対象要件の緩和	5036	5036000	03 11	並石市教育委員会		史跡等保存管理計画策定費国庫補助 3 における補助対象要件の緩和	描定地域のほとんどが国又は地方公共 団体の所有である場合も補助対象とする こと	史跡機野高炉跡保存管理計画確定事業 日本現存最古の洋式高炉跡である機野 高炉跡の滲切な保存・活用を目前し、保 行野・研定に対したいる。このことによっ 文化税型護型地の高層を図ること をもた。文化税型護型地の高層を図ること を目的としている。 現在、市内の有談者で組織される至石市 機野高が原史跡環境材を員会を設置 し、保存管理計画の基本構想を作成する ための協議を行っている。	国指定史跡橋野高炉跡を来訪者が当時 の状況を認起できるようにするためには 適切な保存管理論に沿って整備実 施していく必要がある。国都定から50年 が経過し、個野高が助は公和地化がされ ものの、近年の史跡に対する国・県の 考え方(保存から保存・活用という方向 性)とには大きな隔にりが見れるのが現 がである。しかしながら、史跡等保存智部 計画策定費国庫幅助要項においては公 特定である。しかしながら、史跡は補助対象外と なっており、市一般財流のかで事業進 持は難し、状況にある。このような状況を 解決するために本要望に至ったものであ る。	
等)	物品、役務期係については、平成14年5月より労助債施制保設制保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	ь		ご要望事項に関して、物品、役務関係 については、平成16年度中の実施を 目途に今後検討を進めることとしてい ます。		20800004	文部科学省	国・地方自治体向け金銭債権の証券 化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	5039002	111	社団法人 リース事業協会	2	国・地方自治体向け金銭債権の証券 2 化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関にお いては、信権譲渡費止計的の解除が行 力は、18が、マベエの国の機関及び地 万自治体においても選やかに債権譲渡 禁止付約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が貢産流動化の適格 要件の障害となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号			要望事項番		具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
貿易法第26条第1 項(外国投資家の 定義)、第27条(事 前届出)、第55条の 5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非原社 者である個人」または「外国法令に基 づいて設立された法人その他の団体 又は、外国の団体、上にり資金を上記り 様に保有される越決権の合計が50% 以上を占め合社については「外国 投資家」と規定は、外国 投資家」と規定とは、対点最終投資 の事前届出、又は事後相告が義務づ けられている。	С	(理由) ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資策度 いた場合であっても、個々の投資策度 の関係が定め、よりなものであるがいこいで外形では判断できないことから、適用除分とすることは不適と考えます。また、低に、個別の書館することした場合には、手続が開始となり、投資家等の負担となってしまします。 対外直接投資については、国の安全保障等に支荷を含をたすことになるおそれがある業者等現るれた業者については、国际の公司を対しているが、外回して最高を対象である。 正はる企業支充を指する観点から、非原性者等の選及権性等の対象性を対象ですることが通過と考えます。同様に、事故保格についても、国際収支統計や事業所管室庁において関する数量点から外面資本の進入の状況を 犯権する必要があり、非原性者等の 議決権に本の合計が50%以上である場合は、非原性者等の 議決権に本の合計が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合が50%以上である場合である。		20800005	文部科学省	外為法に基づく「外国投資家」 短制の 適用除分	5039	5039003	332 11	社団法人 リース事業協会		外高法に基づく「外国投資家」規制の 選用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非面性者 である個人」または「外国法令に基づい て設立された法人その他の団体または 外国に主たる事所を有する法人で の団体」により直接または同接に保有さ れる議決権の合計が50%以上を占める の外国機関投資家が株式市場で株式を 取得したことによって、その採札で奉う 合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らか の適用除外を接がしただきたい。 は、現實的に外国人が事業を支配している場合には、実質的に外国人が事業を支配しているかない。 は、出会社の場合、株主1名の議決権 比率が20%未満である場合などは、当該 外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業 への経営を記を報ぎするのが目的であ あ、その法の間に認われば、実際的に 外国人が支配している場合に当たらない ケースでこの規制を適用する必要性はな いものと考えられる。	
貿易法第26条第1 項(外国投資家の 定義)、第27条(事 前届出)、第55条の	「外間投資家」の定義のうち、「非原注 者である個人」または「外国法令に基 づいて設立された法人その他の団体 又は、外間の団体、上にり資金またはのも 人が他の団体、上にり資金または 指に保育される議決律の合計が50% 以上を占める合社については「外国 投資家」と規定され、別の直接投資 の事事届出出、又は事後報告が義務づ けられている。		(理由) ご開発の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資変更の関係が企め、よりなものであるが出ていいて、適用場外とすることは不適と考えます。また、低に、個別の需要することした場合には、手続が開始となり、投資家等の負担となってしまいは、国の安全保障等に支援を含さます。ことになるおされがある業務等の選及を指する経過から、非国住住等等の選及を指する経過から、非国住住等の選及を指する経過から、対しているが、外別による企業を反応を指する経過から、対しているが、外別による企業を定を指する場合が会くすることが適当と考えます。同様に、事故を除していても、国際収支統計や事業所管質庁において取引の皮懸を把する経過する必要があり、非居住者等の議決権にする必要があり、非居住者等の場合を対象とすることが適当と考えます。		z0800005	文部科学省	外高法に基づく「外国投資家」 規制の 適用除外	5040	5040002	27 11	オリックス		- 外高法に基づく「外国投資家」規制の 適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非原性者 である個人」または「外国法令に基づい で設立された法人その他の団体または 外国に正たる事務所を有する法人その他 の団体」により国発またに関係に係有さ れる議決権の合計が50%以上を占める 法人に同じ、株式公開企業で極めて多数 の外国機関投資が休ま市場ではない。 があるいたことによって、その係利比率台 計が60%以上となってしまったような場 合には、何らかの適用除分を検討いただ きたい。例えば、上場会社の場合、株主 名の議決権比率が20%未満である場合 などは、当該法の規制の超高の範囲外へ あり、適用除分とする措置等を検討いた だきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関 投資家が株式市電で株式を収得したこと によって、その保有比率合計が50%以上 となってしまったような場合に、外国両制 近外国貿易活力で用の事局組出およ び第55条の50事後報告を義務付けるの は通剰ではないかと思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号			望頭助長	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
放射性同位元素等 による放射線障害 の砂止に関する法 線部4条	放射性同位元素を薬として販売し、又 は質難しようとする者は、交節科学大 臣の許可を受けなければならない。	d		販売業・賃貸業について届出制に緩 税されたこをを踏まえての詳細な規制 については、現在設省の型等は また、販売業・賃貸業においては、放 対解発生装型の使用によって生じる 放射化物等の放射性同位元素を直接 扱わない場合は、使用の許可は必要 ありません。		20800006	文部科学省	放射線障害防止法について	5039	50390	00039	11 2	社団法人 リース事業協会	31	放射線障害防止法について	届出制に緩和されたことを踏まえ、ファイ ナンス・リース取引の実態に別して、届 出制すにおいても過量な別制が譲され ないことを要望する。また、放射線発生装 重の取扱いについて、「使用の計可」を 戦力・「貨球業」が輸出制とされたことを搭 まえ、あらためて、その取扱いについて 検討を行うこと。	同様な成別級光主表量が導入が口滑に 行われる。	Militar enti	
	スポーツ振興くじのコンピニエンススト アにおける販売条件については、注 今との勝刻がありません。しかし、コン ピニエンスストアにおいては、高ツル の健全質点の軽点から、間内医体か らの反対意見を踏まえ、本人口屋での 当せん金の目動振り込み等が可能な 会員に限定して販売しております。	b		今回の要望事項については、関係団 体の反対が予想されますが、今後、よ り具体的な要請等があった時点で検 討する予定です。		20800007	文部科学省	・ [*] スポーツ振興くじ,の振 先 祭件緩和 について	5041	50410	10016		(社)日本フランチャイズチェー / 協会	16	・「スポーツ振興くじ」の航売条件装取 について	・コンピニエンスストアにおける「スポーツ 振興くじ」の販売条件練和 スポーツ振興見服所が法令・スポーツ振 興社票の実施等に関する法律 第三章ス ポーツ振興投票の実施 第十八条(業務 の委託等) 上記法令は「基づま、売よりは答今の呼了 非務の要託会社「日本スポーツ振興くじ 株式会社が電ので展示している、コンピ エンスストアでの販売品契約条件の緩 和を要望する。		・スポーツ展開くじのコンピニエンスストア における販売可能対象が強い、今回コン ピニエンスストアに対して提示された販売 対象値は物別会員・デビット会員に同 定されており、それいめでは自コン ンスストア既成のパウスカード会員とな 金、販売対象を順は、昨年度購入実満を の診り特理とよりでは、 のの20年11月末現在特別会員1.8万人 デビット会員4.7万人 スポーツ振興財政 ・スポーツ振興くじに関するユーザーの 西端原金(日本体育・学校健康センター 村15.3英施) 不認知目の他 ニコンピニエンスストアで 購入 不定ない(4.55) 購入 不必知明明初位 ニコンピニエンスストアで 購入 不必知明明の位 ニコンピニエンスストアで 購入 不必知明明か1位 ニコンピニエンスストアで 購入 不必知明明か1位 ニコンピニエンスストアで 購入 不必ない(4.55) 第一人であることにあり、会員収 定や決済方法を指定する事は原域くし 体の市場底大には繋がらないと考えられ る。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号		要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
の防止に関する法 律第10条第2項 同	密封線源等の使用の許可を受けた許 可使用者は、その種類及び改重等を 変更しようとするときは、文節科学大 臣の許可を受けなければならない。	c,		密封線源の使用の変更のうち変更 「許可」が必要な職大な事項の変更 の審査について、現在申請をいただく こととしている簡単は、放射線部音を 筋ルし、公共のであり、これを開催化すること は互動とで表えています。 市可が下りるまで如期間につきましては、申請側のご思址から計可までの がでいるまで如期間につきましては、申請側のに表すの表面の で成立した「放射性同位元素等による 放射線障害の助止に関する法律、平成16年法律類 等)」により、関係部でへの協動に の総合正する法律、平成16年法律類 等)」により、関係部でへの協助が の場合になって、これにより約1ヶ 月程度の期間の相類が見込まれま す。		z0800008	文郎科学省	放射線(密封線源)許可使用に係わる 変更許可申請手続きの開素化	5043	5043000	14 11	日本製紙連合会		放射線(密封線源)許可使用に係わる 変更許可申請手続きの簡素化	密封線源の変更許可申請の手続きに関 して、 申請書に添けする書類の效、 許可が下りるまでの期間の担痛等、機略 化を要望する。		年2回、サーベイメーターを用いて放棄 縁施設、管理区域境界、営業所境界にお ける放射線の量の測定を行っているが、 台場所の放射線量はバックグランド値 は、フィルムパッチを用いて1ヶ月周町で 期定を行っている。 結果は殆ど側・検出 限界未満である。 過去の健康診断で放 射線が原因で異常とみなされた人はい ない。	
	私的経営補償金の著作権者に対する 分配とついては、(社)私的練習補償金額可能の(SAPAH)の原則に基づ 金額可能の(SAPAH)の原則に基づ 、(社)上写金第中組命 (JUSPAC)を選じて分配されている。			ご提案のあった私的辞音補償金の著作権者に対する分配については、(注)私的辞書補償金質理会(なみわりの部門の注意力を、(社)上海・音楽者作権協会(JASRAC)を通じて分配されているものでありませんので、男社とSWAPTで、よく相談していただ念たいと思います。なお、SWAPTがらの話によれば、JASRACへの非要が者であっても、JASRACへの非要が者であっても、JASRACへの表情をでいる。 にから、JASRACへの表情をでいる。 に分配金額が海定されることされています。		2080009	文部科学省	私的録音録画補償金の分配について	5046	5046000	1 11	(株) イーライセンス		私的辞音辞画補償金の分配について	複数の民間事業者が著作権管理を実施している現在、著作権管理事業者の多計をであるいまであるいめなのみが成場の対象を関するという現行の制度(著作権等管理事業者の対象を関するという現行の制度(著作権等管理事業者)では、JASPACU外の着作権等管理事業者に権利管理を要託する著作権等等との関係において公平公正な分配が行われている。 は、JASPACU、AS	弊社著作權委託契約者宛、私的録音保 磁金の分配。 (別紙参照)	私的録音補償金は、私的録音に係る著作物に関し、著作略法第21条に規定する権利的に対し、著作略法第21条に規定する権利的を有する権利者に分配されるべきである。 他の著作権等管理事業者への直接分配が実現するまでの限、ASRACを通じた私的財音補償金の分配を継続するとして、AJRACACの委託者等に99%が分配され、非要技者に対しては1%しか分配されないこととなっており、AJRACACの委託者等に99%が分配され、非要技者に対しては1%しかの発記でき、AJRACAC権が関連を要託している者に、多には10%を対象が表現に対している者は、ここにいう「事業活力」と解析されるため、私的録音補係の管理を要託している者は、AJRACに権利の管理を要託しているよりも著しく不利益を被るおそれがある。(別紙参照)と記述事件への公正さを欠いている。(別紙参照)と記述事件への公正さを欠いている。(別紙参照)	(参考資料) SARAH申入書及び回答 書 JASRAC申入書及び回答 書

該当法令等	制度の現状		措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号		事項 事語 番号 補品		要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
		đ	经收款 医医过敏抗白色细胞过去式 多數	ご提案の趣旨については、小学校学習用場票側において「希望や目標をもって生きる態度の周成」との記述 か、中学校等温期場要側において「年程からの選生を選択することができるよう。学校の教育活動を展示することができるよう。との記念が、高等学校学習指導要側において「生徒が自己のなりできるよう。学校の教育活動全体を通し、計画的、組織的な違語指導を得てうこと」との記念がそれぞれなされており、これに基づき、各学校の事所により取り組まれているところです。		20800010	文部科学省	若年者の就労敦育	5054	\$ 50540	0002	1 東京商工会議所	2	若年者の就労教育	在学中からライフブラン(生期級計・生き 方)やキャリアブランの指き方を教育する システムの導入		中小企業においては基幹的な戦力とな り得る若年労働者の確保が困難になって いるため。	
の2、大学設置・学 校法人審議会令第	大学校園・学校法人書議会による教 員書書は、大学を投資する際や完成 年度内の教員組織を更について各教 員保施者の施正を書きするものです。 (但し、審当法となるのは毎年級 のみで、それ以外の教員については 審査対象外となります)		孝置代の首館はるし	大学設置・学校法人書譜会における 教員書査は、主に大学設置分科会に 置かれる自分野ごとの専門委員会で 行われますが、電流運施別度1・等制 の関格審査に当たっては(中略)教 育上の能力等を有しているかとうかを 総合的に鑑賞するのとし、研究職 は必須のものでないことに顕整す る。」と知記されており、現刊制度にお いても適切に審古が実施されている ものと考えます。		20800011	文部科学省	現行の大学設置・学校法人審議会に よる教員審査制度の廃止	5064	£ 50640	0003	株式会社東京リーガルマイン ド	:	現行の大学技覧・学校法人審議会に よる教員審査制度の廃止	杏創度を廃止すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立 し、地域や学生のニーズに的領に応えた 教育サービスの提供を実現する。	大学の教員資格については、大学期設から死年度(通常4年)までは、大学設立 - 学校法人書議会が審査することになっている。しかし同意議会の教員審査 は、大学における。 たい 大学における。 たい 大学の教育である学生等の声に返途・労働に対応し、教員を配置することができない、大学の教員は大学における教 サービスの内容を構成するものであり、 消費者の声を最も反映させるべきもの なる ここで、現行の対策を構成するものであり、 消費者の声を最も反映させるべきもの 皮を廃止し、教員の質的排段は接触的落度を廃止し、教員の質的排段は接触的落まる。	規制の緩和にかかる要

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事			要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
大学設置基準第13条,別稅第一、大学 通信教育这量基準 第9条、別喪第一	大学設置基準第13条、別表第一及び 大学通信教育設置基準第6条、別表 第一級 の大学に必要な専任教員教を定めて います。	e		放送や高度な情報通信技術等を用いた授業を中心とした大学については、その教育方法の趣いから、「大学通信 教育官選集学」を適用し、必要等任教 解放 医薬 中心とした大学には異なる薬学を 事めんとした大学には異なる薬学を 事明しているところです。 なか、「大学は直延率」が適用される大学は、双方とも学校教育法第52条 に定める大学であり、我が国の学校教育体系において異なる位置づけの むのではありません。		z0800012	文部科学省	大学設置基準の緩和	5064	\$ 50640	2004	111 ド	k式会社集京リーガルマイン :	4	大学設置基準の縁和	大学設置基準第13条及び別表第一の専 任教員数の要件を、大学連高教育设置基 準第4条及び別表第一の専任教員数の 要件に統一すること		大学設置基準13条および別表第一は、 大学における収容定員に応じて最低必 要な等で投資機を定めている。しかし、右 基準は、一人の教員が一つの教室で配送 ・大学を発信地定したものでおり、高度な情 相適信技術を用いた新しい大学教育に おいては、それだけの等任务員は不要 である。そこで、大学設置基準1条及び 外表第一の必要再任務の要件を、大 学通信教育設置基準第9条及び別決第 一の等任務員数の要件に統一することを 提案する。	添付資料: 株式会社大学に対する 規制の緩和にかかる要 望書
大学設置基準第32 条	大学記量基準第22条第4頃では、卒業の要件として必要な134単位のうち、メディブを利用して行う対策をの単しなよで解処要件として認めることとしています。	e o		又部科学省では、教育方法の違いに 基づき、それぞれに適した基準を設け ているところで、多様なメディッ、多様なメディッ、多様なメディッで、多様なメディンので おけば、「大学師高教育良選基準」に あり、この場合、学生は平葉の要件の として修神すべき 12 4 単位を全つ節値 教育で修神すべき 12 4 世位を全つ節値 表生、大学語高教育良置基準」が適用される大 学と「大学語自教育良置基準」が適用される大 学と「大学語自教育良置基準」が適用される大 学と「大学語自教育良置基準」が適用さ 5 2 条に定める大学であり、我が国の 学校教育体系において異なる位置づ けのものではありません。		20800013	文部科学省	大学設置基準の緩和	5064	£ 50640¢	0005	*************************************	k式会社乗京リーガルマイン :	5	大学設置基準の縁和		消費者主義に基づく株式会社大学を設立 し、地域や学生のニーズに的領に応えた 教育サービスの提供を実現する。	現行の大学設置基準は、卒業に必要な 核得準化204年位のうち、メディアを利用 レ行う戸葉は200年位までしか認められ ないとしている。このため、役間を中心に 月身の節名の良い時間帯に変調したい という社会/予定や、東京の人が実施 調義を中心に受調したいという地方学生 のニースに必ずしも応えることができな。 い、そそそも、大学通常教育設置基準に よればこうしたメディア阿羅は無制限に あられているのであり、所謂・活学制。に かられているのであり、所謂・活学制。で である。そこで、メディアを利用して行う規 業を90年位までに制限する大学設置基 準第22条4頃の徹底を提案する。	添付資料: 株式会社大学に対する 規制の緩和にかかる要 印書

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号		要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
平成13年文部科学 省告示第51号	多様なメディアを高度に利用して文 字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、音大学が個 接受業に相当する効果があると認め た授業のうち、同時双方向に行わ れるものであって授業を行う放棄等以 かの場所において開修させるもの、又 は 毎回の授業に当たって設問回 窓、海海排線、質認の答等による指導 を併せ行い、提案に関する学との 見交換の機会が確保されているもの について、「メディアを利用して行う授 業」と取り扱っている。	c		文部科学省では、ある授業形態を「メ ディアを利用して行う授業」と位置づ けるための製件として、銀信服、その 投業が「多様なメディアを高度に利用 して、文字、留画、静山面、動画の。 多様な情報を一体的に扱うもの。であ ることを求めて、ます。これは、「メデ- アを利用して下う授業」は、通信教育 を行うに当たって「日期教材学のよる 規葉」と相思って十分教育効果を挙 げるという動品から必要とされる。 は、10年のようながある。 は、10年のようながある。 は、10年のというないでは、10年のというないである。 は、10年のというないでは、10年のというないでは、 に、カセットテープによる授業」につい では、近、大・カセットテープによる授業」につい では、たが、大・カセットテープによる授業」につい では、たが、大・カセットテープによる授業」につい では、たが、大・タットラーがよる。 第一日の、大・カセットテープによる授業」につい には、日本のよりない。 第一日の、大・カセットテープによる授業」につい には、大・カセットテープによる授業」につい には、大・カセットテープによる授業」につい には、日本のより、日本の		x0800014	文部科学省	カセットテープを用、吐煙器のメディア 授業への取り扱い	5064	5084000	11	株式会社東京リーガルマイン ド	í	カセットテープを飛 応授業のメディア 授業への取り扱い	カセットテープを用いた授業は「印刷飲材等による授業」ではなく、「メディアを利用して行う授業」といて扱うよう期刊の交割科学省の運用を改めること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立 し、地域や学生のニーズに的確に応えた 教育サービスの提供を実現する。	現在文部科学省は、カセットテープを用いた授業は「文字、音声、静止画、動画等の 多様な情報を一体的に扱うもの」にはあたらないので「メディアを利用して行う授業」に含またらず、「日期教材学による授業」に含またらず、「日期教材学による受業」に含まれるという選用を行っている。このため、DV Dやビデオカセットによる第一次であるのに、カセットテープの場合。3 中値 1週間 を受けなければならないということ になっている。いか、 両者の登録を受けなければならないということ をく異なるとこうはない そうで、カセットラーブを用いる授業をメディア授業として、カセットラーブを用いる授業もメディア授業として扱うよう文部科学者の運用を改めることも提案する。	添付資料: 添付資料: 株式会社大学に対する 規制の緩和にかかる要 望書
		c,f		8 1 7 特区は、学校法人に課されている ような様々な期所を受けることなく、株 式会社のま学校を設置したいという 一一人に対局といわって。そもそも 関立処立の学校に対する行制改計置 は、現状で各も設置者の趣いより相 当の温いがあり、特校であればなら ないものとはされていません。 当当はご思想の粉脱については、 当当はご思想の粉脱については、 に、税制についても、まずはそれぞれ が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、株式会社 が学校設置があり、 に、記載は、税が別用置の優惠を 求めるものであり、今回事集する器型 また、ご提案は、税が別用置の優惠を 求めるものであり、それないものと考えます。		x0800015	文部科学省	株式会社大学に対する税制上の優遇 措置の適用	50644	5084000	1111	株式会社東京リーガルマイン ド	,	株式会社大学に対する税制上の優遇 措置の適用		消費者主義に基づく株式会社大学を設立 、地域や学生の二一ズに労働に応えた 教育サービスの提供を実現する。		添付資料: 株式会社大学に対する 規制の緩和にかかる要 望書

該当法令等		措置の 分類		その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事功	101779		要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
文部科学者「学校 給食衛生管理の基準」(平成9年4月1 日制定、平成15年 月31日一部改訂)の -1-エ、 -4- エ	「学校絵食衛生管理の基準」において、調理の原則の中で、当日調理することなどを売しているが、本基準は「存 投指導上の基準であり、本基準を通 守しない場合において、直 舌に法令 環反となるものではない。本基準は 厚生労働省の大量 選別機能の作成したものであり。予定飲食におけるがよいたしたのである。なお、学校絵食の大部のガイドラインとして、示したものである。なお、学校絵食の大部のボースでは、学校絵食の実施者である学校の設置者が、会に関する指導の生きた教材としての学校機能の食薬内容の充実や衛生管理の機保等に配慮しつつ、地域の実情等に応じて、適切に非郷することである。	d	学校給食術生管理の基準は、行政 場上の基準であり学院給食におけ 若性質型の感気のためのガーター として示したものです。学校給食の 施方法については、学校給食の 着である学校の設置者(本件の場合 は現市)が食に関する振導の生きた 教材としての学校治食の食事が得い 充実や衛生質の機能等という。 地域の業情等にあいて適切に手 新するものと考えます。食品衛生法 の問題を指すえ食の心配す。 温度時 理等所限底されるのであれば、現 の問度が高くなのであれば、現 の制度ので対応可能です。 ご提売 ように地域のコースや実情に応いた 方法を取り入れることは重要であり、 今後具体的な実施方法についてご 対いただければと思います。	るン実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	z0800016	文部科学省	官製給食市場における権限表譲・地域統合とそのモデル事業推進	5072	5072000	01 1	特定非営利活動法人シンクバ ング研究所・広島国際大学中 研密	1	音製給食市場における権限表譲・地 域統合とそのモデル事業推進	富製市場の給食市場は、各省庁独自の 制度質定行われ、非効率であり、食の 安全」にも不受が残る、1)と取当学論の私立保育 学校給食の衛生基準構限を地方自治体 に移譲する。2)原生労働地の私立保育 する。3)別能施設同時の食事を地方自治 体に移譲を計する。上記1)-3)の地方 自治体(本理象のモデル地域は別市)へ の権限要譲とその地域統合を行い、新調 環志を利用したPPP・PFI等法よる民 関間放立地域用生を行う。	制度管理であり、個別の市場形成のため 総添効果が少なく、非効率的であった。こ の言制給食サービス市場の開放と統合 自治体への種間要類によって、食品樹生 管理の精度の向上、新市場の形成、離用 促進、民間投資機会の創出が望める。さ 占に、「財務件を主定総配金とステスト とどを影響のの種類で対性は終えの手供か	第1回2時季出線 (3000として提案 1)、2)については 可能生があるとの回路。	要数(PDF) 中間 地域イノペーション位態 力策検討調査報告書 (PDFファイル) http://www.chugoku.me tigo.jp/research/serch teri 自海際競技へ のPFI制人可能性等調査 養務: http://www.jda.go.jp/j/in fo/pfi/galyou.htm
大学設置基準 第6条、第8条、第16条、第10条、第10条、第10条、第10条、第10条、第10条、第10条、第10	左順上期がた大学設置基準等においては、次 のような機関の規定が置かれています。 ・学部以外の基本側側に関いては、教育研究 通知に規則が容を機合え、教育研究を通知 通知は規則が容を機合え、教育研究を 動側等を機合え、教育研究を通知できない たいたさけいは関連を有することが実 かられる。 ・中枢発剤は、学が・専攻の機関や学校配には し教育研究上が要か・専攻の機関やでは他にあ をかしては打たはならは、 ・教理、動物形をが見難がまるに支援がないと認められ ものでは打たならは、 ・収算変別、最終が実施的に対しては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、それぞれ 関格度件が変かられては、表別の場合の を考慮して、 研究制でとして、 研究制でとしては を考慮して、 研究制をとしていて、 所列を持ち で成立して、 所列はことがと 加な人数とする。 ・現場上指述と眺められるときは、他大学におけ も対して、 教育が発生を記さい。 対象と表していて、 が関上指述と眺められるときは、他大学におけ も対して、 教育が必要を起えない。 は、 ・選定を計せてできる。 ・、で表別に対象が表別を表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、で表別である。 ・、である。 ・、で表別である。 ・、である。 ・ である。 ・ である。	c	大学設置基準は、発が国の大学の観点 5. 我が国の大学として報酬談話 置する際に必要なな延基準として必 がているかのであり、これをよしても ではなりが、一方で、大学としての 可を受けずとも悪なな解析を ことは可能ですが、一方で、大学としての 可を受けずとも悪なな解析とことで ため、勝利度直を図ってきない ため、勝利度直を図ってきない であり、概念な薬料をにかける466 送ける等の対かがけっているところであり、 中国の脚程案内容については、か しも趣旨を明確に把握できない。あ か、個々の事項ことに互体をかに するのは難しいところですが、文部 学者においては、大学次大学も名。 大学の改置に関する相談を終時時 付けているところるかり、本件につ でおります。	か設定と 不認行車 るら 後で ずく 密料 りょう	z0800017	文部科学省	大学院大学に関する基準の弾力化	5079	5079000	01 2	株式会社パベル	1	株式会社によるインターネット専門職 大学務の設置及び運営	大学设置基準第2 密教育上の基本組 組 新係外側機を、この大学院大学に同 り認めていただきたい。 大学设置基準第3 電教員組織 第8 条 第9条 第12条 第13条 規制の機能を、この大学院大学に同り認めていただきたい。 大学改置基準第3 電切露定員 第18 条 第16条 第16条の網絡を、この大学院大学に同り認めていただきたい。 大学は理基準第5 電切露定員 第18 条の網盤を、この大学院大学に同り認めていただきたい。 大学は選基準第6 章教育課程 第24 参の機を、この大学院大学に同り記めていただきたい。 大学设置基準第6章教育課程 第24 多の機を、この大学院大学に同り認めていただきたい。 大学设置基準第7章教育大学院学、 認めていただきたい。 大学设置基準第8章教育、第36条 第37条 第38条 第36条 系 第37条 第38条 第39条 第40祭の 組織系条29億 服装を、この大学院大学に同り認めていただきたい。 ・ 場下記令 大学院 ・ 第一部 大学院设置基準第2 章教員組 観察系を29億 服装条29億 服务を、この大学院大学に同り認めていただきたい。 ・ 専門職大学院设置基準第2 章教員組 観察系を29億 服装条29億 別認を、この大学院大学に同り認めていただきたい。 ・ 専門職大学院设置基準第3 条の投程にも同ち、 ・ 第一部 大学院设置基準第3 条の投程にも同ち、 ・ 第一部 大学院设置基準第3 条の投程にも同ち、 ・ 第一部 大学院 といるでは、 ・ 第一部 大学院 といるでは、 第一部 大学院 设置 基準第3 条の投程にも同ち、 第二の大学院大学に関係のみてよいことを認めて、 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	マニフル・ソウンエア著書作が取ります。 マニフル、ソウンエア著書作が取ります。 マミンス・ストック・エース・ストック・ストック・ストック・ストック・ストック・ストック・ストック・ストッ	これからの産業界が要望する翻訳技 術(翻修加)、製財制、インターネットを はじめとする高度情報通信技術、翻び生 転性向上技術)を終合的に研究した。つまりこれ らの技術を指導する教派。助教派、調節 は、これまで存在しなかった。つまりこれ らの技術を指導する教派。助教派、調節 望する翻訳技術を複雑した立場にいるも のが教員としての責格を持つものであ る。この大学院の授業はするでで、学生を収容 する校準をの他の物理的施設は必要が ない、う事門技能を習得するには 翻訳という専門技能を習得するには 配料理要・調整型の学習ではなくイン	

該当法令等	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目		要望事項管理番号			要望事項番		具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産	文部科学省所管の補助金等により取得した財産の処分制限期間は、平成 4年文部科学省店元第53号「補助事業者等が相助事業等により取得、 は効用の増加した財産のうち処分を お限する財産及び補助事業等により 取得し、又は効用の増加した財産の 処分制限期間を定める件」により定め	c		補助金適正化法に基づく処分制限期 関係包持省においては一することに ついては、文部科学省はご的条申し 上げる近半にありません。文部 科型の単にある処分物限期間は、日 和46年大路高季節計第1618年 第376、減価値が調産の利用年数等 に関する値令(収和40年大路60季 15号)に定める期間をもって処分物限 期限としているところです。		z0800018	文部科学省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	5094000	5 11	和歌山樂		5 補助金通正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期限 については、各府省庁が別途政令で制 定するのではなく、財務省令にて、処分 制限期間の統一(一本化)を図り、既存の 政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金剛正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各所省庁の政令により別 途定めるとされており、現状では、各所省 庁の政令を定める時間によりばらかり 見られ、さらに改正後の他し悪き亡は、財 務省省では強力した処分制度期間ではな 受けるように致令で除示されている。因 が創金を活用し、整備したもの(例 女 級コンクリート)や構ししたもの(10・ソコ ン・サーバ)が同じてあるこもかかわら ず、補助金の種類によって異なる処分制 限期間となっている。	